

番号	1. (1)
項目	<p>1. 制度・政策の構築における協議について</p> <p>(1) 市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、進めていただきたい。そのためには課題の共有化、対応策の検討のための「地域生活の在り方検討会」を開催していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の制度・政策の構築については、必要に応じて関係機関と調整の上、進めているところです。</p> <p>また、本市では、3年を1期として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現在、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2021(令和3)～2023(令和5)年)」に基づいて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(令和7年)、さらにはその先の2040(令和22年)を見据え、介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムを推進しております。</p> <p>「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、医療関係者・福祉関係者・学識経験者・市議員・被保険者の代表に参画いただいている「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、委員の意見などを踏まえながら検討しており、本分科会及び本分科会のもとに設置している介護保険部会には、貴連盟からも参画いただき、貴重なご意見をいただいているところです。</p> <p>今後とも、「地域生活支援のあり方研究会」の開催など、さまざまな機会をとらえて、皆様のご意見をいただきながら進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (企画グループ) 電話：06-6208-8026

番号	2. (1)
項目	<p>2. 施設整備等について</p> <p>(1) 特養や地域密着型施設の整備については介護人材の確保のバランスで進めていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、特別養護老人ホームや地域密着型施設の整備目標を設定して計画的な整備に取り組んでおります。</p> <p>整備目標の設定にあたっては、高齢者の方々のニーズや要介護認定者数の伸び等を勘案し、必要な整備数を見込んでいます。特別養護老人ホームについては、必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう設定しています。</p> <p>今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2. (2)
項目	<p>2. 施設整備等について</p> <p>(2) 老朽化した施設をどう建て替えるかは大きな課題であり、代替地の確保や方法について早急に協議していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在は施設整備にかかる整備用地は、事業者が確保されることとしておりますので、建替えにあたって本市が土地を提供することは想定していません。</p> <p>なお、特別養護老人ホームについては、代替地の確保にあたって「大阪市定期借地権利による整備促進補助金」を活用いただくことが可能です。</p> <p>本市の高齢者施設については、建築から相当の年数が経過しているところもあり、老朽施設への支援策の検討が必要と認識しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	2. (3)
項目	<p>2. 施設整備等について</p> <p>(3) 老朽化に伴う大規模修繕についての補助金の復活をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の高齢者施設については、建築から20年以上が経過しているところも多くあり、施設の老朽化により、今後、大規模な修繕が必要な時期が来るものと認識しております。</p> <p>なお、今年度からは国の事業を活用し、令和5年度までの実施ではありますが、新たな介護施設を創設することを条件に既存の広域型の特別養護老人ホーム等の大規模修繕に対する補助を行っております。</p> <p>今後も引き続き各施設の利用ニーズ等を勘案しながら大規模修繕補助金について検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	3 (1)
項目	<p>3. 施設への運営支援について</p> <p>(1) 赤字経営の施設が増加する中、食材費・日用品費・燃料費（ガソリン）の高騰や公共料金（光熱費）等の値上げにより施設経営は益々厳しい状況となっています。自治体によっては地方創生臨時交付金を活用し、食材費高騰に対する支援を行っており、貴市においても速やかに検討・導入・施行をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、大阪府の休業要請に応じた事業者への支援や学校給食費無償化等による子育て世帯への支援などを行っています。</p> <p>さらに、現在、コロナ禍の影響が長期化していることに加え、ウクライナ情勢による更なる原油価格・物価高騰の影響を受ける市民等の生活支援を目的として、3か月間（令和4年8月検針分から令和4年10月検針分まで）、水道料金及び下水道使用料の減額措置を行い、広く市民生活を支援しているところです。</p> <p>また、大阪府では、介護サービスの安定的な提供を継続している通所系・訪問系の事業者を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問のサービス提供に使用する自動車等の燃料費（令和4年4月から6月負担分）について支援しており、令和4年7月から9月負担分についても継続支援が決定したところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026

番号	3.(2)
項目	<p>3. 施設への運営支援について</p> <p>(2) 各施設においてカスタマーハラスメントや過剰な要求が増えてきており、職員が疲弊している。相談・支援(サポート)などの仕組みについて検討していただきたい。また、大阪市社会福祉研修・情報センターの研修項目にカスタマーハラスメントへの対応等を追加するなど、従事者向けの研修の充実を図っていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、本市が保険者となる介護保険給付サービス等に関する苦情等について、迅速に対応して解決し、介護保険サービスの質の向上を図ることにより、介護保険制度における公正・透明性を確保し、信頼性を高めることを目的として「おおさか介護サービス相談センター事業」を実施しております。</p> <p>おおさか介護サービス相談センターでは、介護保険給付サービス等の利用者・事業者からの苦情・相談に対し、福祉・保健・医療・法律等の専門家による相談・あっせんやおおさか介護サービス相談センターの調停委員による調停を行うなど、利用者と事業者の双方の利害関係の仲裁を行い、早期に問題の解決を図る取り組みを行っており、本事業の活用を周知してまいります。</p> <p>また、利用者等からのハラスメントによる職員のメンタル不調の問題が福祉・介護人材の確保・定着・育成に影響を与える重要な課題であるとの認識から、引き続き社会福祉研修・情報センターにおいて実施するメンタルヘルス研修などの充実を図ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954</p>

番号	4. (1)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(1) ブランチ職員としての勤務が主任介護支援専門員受講にあたっての実務経験と認めていただけるよう、府へ調整を行い、その結果を早急に示していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>総合相談窓口（ブランチ）職員にかかる、主任介護支援専門員更新研修の受講対象者要件につきましては、大阪府と協議を行ってきた結果、本市の総合相談窓口（ブランチ）において、地域の介護支援専門員からの相談に対応し、日常的業務の実施に関する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるよう専門職が対応を図ることで、地域包括支援センター職員と同様に、ブランチ業務への従事が受講対象要件となることにご理解をいただいたところです。</p> <p>今後は、地域包括支援センターとの定例会議において、当案件の主旨及び今後の事務手続きなどについて説明させていただくとともに、研修受講にかかる具体的な手続きなどについて、引き続き大阪府と調整していきます。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	4. (2)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(2) 地域包括支援センターの相談内容が複雑化、重層化、深刻化しており、人員配置の見直し、効率的な報告様式等について、整理していただきたい。また、人員配置の見直しについては、常に高齢人口のみではなく、単身率や要介護認定率についても考慮していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、きめ細やかなニーズ把握とそれに対応する支援ネットワークを構築するため、概ね高齢者人口1万人に1か所となるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者人口6千人ごとに3人の社会福祉士等の専門職を配置しております。</p> <p>また、高齢者人口による人員配置とは別に、地域包括支援センターの業務量増などを勘案し、地域包括支援センターの体制強化を図るため、平成31年度から、総合相談件数や高齢者虐待対応件数などの指標を用いて、専門職一人当たりの業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っております。</p> <p>今後も、地域包括支援センターのあり方検討会議や管理者会等を通じて地域包括支援センターの意見を聴きながら、より効率的な報告様式等について見直しを図るなど、さらなる事務の簡素化、業務負担の軽減に向け、引き続き、取り組みを進めていきます。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケアグループ) 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (認知症施策グループ) 電話：06-6208-8051</p>



番号	4. (3)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(3) 3職種など、職員の人材確保については、各法人だけでは限界にきており、貴市からも積極的な支援をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>専門職である地域包括支援センター職員の確保が非常に難しい状況になっていることは本市としても十分に認識しており、地域包括支援センターにおける人材の確保・育成の一助になるよう、地域包括支援センターが地域の関係機関等と取組みを行った内容をまとめた、活動紹介冊子を作成し、広報しています。</p> <p>作成した冊子については、市民や関係機関だけでなく、資格養成機関等に広く配布し、教員やこれから保健医療・福祉・介護の専門職を目指す学生の方にも手に取っていただけるよう、啓発しています。</p> <p>引き続き、地域包括支援センターを将来の進路の選択肢のひとつとして考えていただけるきっかけとなるよう、積極的な広報の取組みを進めていきます。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケアグループ) 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (認知症施策グループ) 電話：06-6208-8051</p>

番号	4. (4)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ランチについて</p> <p>(4) 生活保護のケースワーカーとの連携は年々重要となっており、各区で連携のとれる仕組みについて構築していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、被保護高齢者自立支援プログラムを策定し、ケースワーカー、プログラム員、訪問員がチームとなり、自立阻害要因（医療・保険に関する課題、介護・福祉に関する課題、債務に関する課題、権利擁護に関する課題、社会的つながりに関する課題など）を抱える被保護高齢者が、地域で「安心、安全で自分らしく」自立して暮らせるよう支援しています。また、特段の自立阻害要因のない被保護高齢者に対しても、家庭訪問などの機会を通じ生活を見守っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止の観点から、定期家庭訪問を控え電話等の手段により生活実態の把握を行った時期もありましたが、被保護高齢者への支援にあたっては、地域包括支援センター等関係機関と連携した取り組みの重要性は認識しており、引き続き、必要な情報の収集・共有など、連携を図ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8014

番号	4. (5)
項目	<p>4. 地域包括支援センター・ブランチについて</p> <p>(5) 自立支援型ケアマネジメント検討会議については、効果的な取組みなど感じている一方、開催に非常に手間がかかり、効率的な開催方法について検討していただきたい</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネジャーによる自立支援・重度化防止に役立つ介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。</p> <p>自立支援型ケアマネジメント検討会議を円滑に開催できるよう、地域包括支援センター職員向けの会議開催マニュアルを整備するとともに、報告書様式の改善を図っておりますが、引き続き、事務の簡素化に向けて、取り組みを進めていきます。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	5. (1)
項目	<p>5. 新型コロナ対策について</p> <p>(1) 施設利用者が陽性となった場合、速やかに入院できるようにしていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>病床については、大阪府において、府内の受入医療機関に対し、継続的に病床確保を依頼されているほか、本市においても、新型コロナ患者受入病床協力金制度を創設し、確保に努めてきたところです。</p> <p>また、宿泊療養施設についても、大阪府において段階的に確保・拡充がなされており、入院先の調整については、大阪府入院フォローアップセンターと連携しそれぞれの病状や状況を踏まえて調整し、宿泊療養先の手配については、大阪府が構築した療養者情報システムにより宿泊施設等を調整しております。</p> <p>さらに、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の患者を専門に治療するコロナ専門病院、重症病床専用施設（大阪コロナ重症センター）を設置し運用を開始しております。</p> <p>本市としても、大阪府と連携しながら、引き続き、病床の確保等医療体制の拡充に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	5 (2)			
項目	<p>5. 新型コロナ対策について</p> <p>(2) 国・大阪府・大阪市からの対応策、情報が提供されるが非常にわかりにくく、貴市で整理して各施設に情報提供をしていただきたい。</p>			
<p>(回答)</p> <p>新型コロナ対策に関する国等からの通知を受け、高齢者施設へ情報提供する際には、新しい情報を分かりやすく発信する必要があると考えております。</p> <p>感染制御等の医療に関する施策については、健康局が整理し、通知や資料を福祉局を通じて、高齢者施設へ情報提供しております。また、福祉施策に関する情報につきましては健康局と情報共有したうえで福祉局より、高齢者施設へ提供しているところです。</p> <p>今後も、国等からの通知や大阪府・大阪市の施策について、健康局・福祉局の両局が情報共有・連携しながら、よりわかりやすく情報提供できるよう努めてまいります。</p>				
担当	健康局	保健所	感染症対策課	電話：06-6647-0739
	福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課（企画グループ）	電話：06-6208-8026
	福祉局	高齢者施策部	高齢施設課	電話：06-6241-6530
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定・指導グループ）	電話：06-6241-6312

番号	6.(1)
項目	<p>6. BCPの問題について</p> <p>(1) 介護報酬改定で各施設には、新型コロナ BCP や大規模自然災害時 BCP の策定が義務付けられたところであるが、「導入編」研修、「実践編（他施設の BCP を確認）」研修、「訓練編（図上訓練）」研修など段階的なカリキュラムを、市老連主催・大阪市共催など、計画・実施をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないもので、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であり、この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応等により、皆様方には事業運営に大変ご苦勞をいただいていることと存じます。</p> <p>必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定が重要であることから、令和2年12月14日付けで国から事務連絡が発出され、感染症や自然災害が発生した場合に備えたBCP作成のためのガイドラインと、各ひな型が用意されたところで、本市のホームページにおいても掲載しております。</p> <p>その後、令和3年4月に国の基準省令が改正され、BCPの策定が義務付けられましたが、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますので、各施設・事業所におかれましては、当該ガイドランを参考に具体的対応を検討していただき、各ひな型をご活用の上BCPを作成いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、厚生労働省のホームページには、これまで新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等がまとめられています。</p> <p>図上訓練・シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要ですが、その際の参考資料としての机上訓練シナリオが用意されています。</p> <p>また、BCPの作成支援に関する研修動画がサービス類型ごとにまとめられ掲載されているところですので、これらを活用いただきながら、サービスの継続に向けた取組をお願いいたします。</p> <p>段階的なカリキュラムの研修につきましては、サービス種別や施設の構造等によって異なるため、実施方法には工夫が必要かと存じますので、市老連主催での実施にあたりましては危機管理室等と連携して可能な限りご相談に対応してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310</p> <p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380</p>

番号	6. (2)	
項目	<p>6. BCPの問題について</p> <p>(2) BCP作成にあたり、特に高潮等の被害想定が予想される地域における施設入所避難については、避難場所の想定が現実的に難しいため、高潮等の被害想定が全くない地域との間での市内の広域的な避難者受入れ協定締結など具体的な対応策の検討、対応をお願いしたい。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>過去最大級の巨大な台風が接近する場合、早めの避難の呼びかけを府知事からの「府民へのメッセージ」などと連携して台風最接近の1～2日前を目安に本市から発信します。</p> <p>本市では「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（平成26年10月改訂）を策定しており、社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、「福祉局、健康局及び子ども青少年局は、社会福祉施設が被害を受けた場合に、入所者の生活支援を相互に行うことができるよう、市内だけでなく市外も含めた社会福祉施設同士で相互応援に関する協定を締結するなど社会福祉施設相互間の協力体制を構築するよう働きかけます。」と規定しております。</p> <p>また、高齢者施設の防災・避難対策につきましては、「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」において、「災害に応じた避難方法の検討について」等にて掲載しているところであります。</p> <p>さらに、福祉局では災害発生時、大阪市災害対策本部が独自では十分な応急措置が実施できない場合、指定都市間で締結している「21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書」に基づき、近隣都市民生主管部局（神戸市・京都市・堺市）へ、高齢者等で施設への入所又は通所を必要とする方の受入れ等について応援を要請することとしております。</p> <p>なお、本市では、南海トラフ巨大地震等による津波発生時に、行政区を越えて津波被害のない区へ避難する「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（2次避難計画）」を作成し、市民等の生命・安全を確保することとしています。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課</p> <p>福祉局 総務部 総務課（総務グループ）</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課</p>	<p>電話：06-6208-7388</p> <p>電話：06-6208-9911</p> <p>電話：06-6241-6530</p>

番号	7
項目	<p>7. その他</p> <p>(1) 国への介護報酬の引き上げを働きかけていただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和4年10月の介護報酬改定により、新たに「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されたところですが、本市としましては、将来にわたり安定的に介護人材を確保するためには、適切な介護報酬の設定が必要であることから、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対して引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06 - 6208 - 8028</p>